

参考20

厚生労働大臣が定める一単位の単価

改正後

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	(略)	(略)
通所介護		千分の千
短期入所療養介護		九十

改正前

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	(略)	(略)
通所介護		千分の千
短期入所療養介護		九十

(傍線部分は改正部分)

二級地		
(略)	特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス (削る) 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略)
(略)	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(略)
(略)	千分の千 七十二	(略)

二級地		
(略)	特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略)
(略)	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(略)
(略)	千分の千 七十二	(略)

三級地	四級地
<p>(略)</p> <p>通所介護</p> <p>短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型通所介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>介護福祉施設サービス</p> <p>介護保健施設サービス</p> <p>(削る)</p> <p>介護医療院サービス</p> <p>介護予防短期入所療養介護</p>	<p>(略)</p> <p>通所介護</p> <p>短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型通所介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>介護福祉施設サービス</p> <p>介護保健施設サービス</p> <p>(削る)</p> <p>介護医療院サービス</p> <p>介護予防短期入所療養介護</p>
<p>(略)</p> <p>千分の千 六十八</p>	<p>(略)</p> <p>千分の千 五十四</p>

三級地	四級地
<p>(略)</p> <p>通所介護</p> <p>短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型通所介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>介護福祉施設サービス</p> <p>介護保健施設サービス</p> <p>介護療養施設サービス</p> <p>介護医療院サービス</p> <p>介護予防短期入所療養介護</p>	<p>(略)</p> <p>通所介護</p> <p>短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型通所介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>介護福祉施設サービス</p> <p>介護保健施設サービス</p> <p>介護療養施設サービス</p> <p>介護医療院サービス</p> <p>介護予防短期入所療養介護</p>
<p>(略)</p> <p>千分の千 六十八</p>	<p>(略)</p> <p>千分の千 五十四</p>

六級地		五級地	
通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス	(略) (略)	介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略) (略)
千分の千 二十七	(略) (略)	千分の千 四十五	(略) (略)

六級地		五級地	
通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス	(略) (略)	介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略) (略)
千分の千 二十七	(略) (略)	千分の千 四十五	(略) (略)

二級地	地域区分	東京都	都道府県	地域	調布市、町田市、狛江市、多摩市	七級地	(略)	(略)	(削る) 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略)	(略)	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス (削る) 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略)	(略)	千分の千十四
	(略)														

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

二級地	地域区分	東京都	都道府県	地域	町田市、狛江市、多摩市	七級地	(略)	(略)	介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略)	(略)	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護医療院サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(略)	(略)	千分の千十四
	(略)														

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

五級地		四級地				三級地			
千葉県	埼玉県 (略)	(略)	大阪府 (削る)	神奈川県 (略)	千葉県 (略)	(略)	大阪府 愛知県 神奈川県	東京都 千葉県 (略)	(略)
市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、	川口市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、ふじみ野市	(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市	相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市 (削る)	船橋市、成田市、習志野市	(略)	守口市、大東市、門真市 鎌倉市、厚木市 名古屋市、刈谷市、豊田市	千葉市、浦安市 八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市	(略)

五級地		四級地				三級地			
千葉県	埼玉県 (略)	(略)	大阪府	愛知県 神奈川県	千葉県 (略)	(略)	大阪府 愛知県 神奈川県	東京都 千葉県 (略)	(略)
市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、	新座市、ふじみ野市	(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	刈谷市、豊田市 厚木市、海老名市 相模原市、藤沢市、逗子市、	船橋市、成田市、習志野市、浦安市	(略)	守口市、大東市、門真市、四條畷市 鎌倉市 名古屋市	千葉市 八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市	(略)

		六級地					
千葉県	埼玉県	栃木県	東京都府	愛知県	神奈川県	町	袖ヶ浦市、印西市、印旛郡栄町
木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、印旛郡酒々	(略)	宇都宮市、下都賀郡野木町	京都市、長岡京市	知立市、豊明市、みよし市	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町	(略)	
	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町						

		六級地					
千葉県	埼玉県	栃木県	東京都府	愛知県	神奈川県	町	印西市、印旛郡栄町
野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、袖ヶ浦市、白井市、印旛郡酒々	(略)	宇都宮市、下野市、下都賀郡野木町	京都市	みよし市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町	(略)	
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町						

七級地									
栃木県 (略)	(略)	奈良県 (略)		京都府 (略)		愛知県 (略)		神奈川県 (略)	
栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、下都賀郡壬生町	(略)	奈良市、大和郡山市、生駒市	奈良市、大和郡山市、生駒市	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、相楽郡精華町	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、相楽郡精華町	岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、西春日井郡豊山町、海部郡飛島村	岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、西春日井郡豊山町、海部郡飛島村	秦野市、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、愛甲郡清川村	井町

七級地									
栃木県 (略)	(略)	奈良県 (略)		京都府 (略)		愛知県 (略)		神奈川県 (略)	
栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下都賀郡壬生町	(略)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡精華町	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡精華町	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、西春日井郡豊山町、海部郡飛島村	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、西春日井郡豊山町、海部郡飛島村	三浦市、秦野市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、中郡二宮町、愛甲郡清川村	井町

滋賀県 (略)		愛知県 (略)	岐阜県 (略)	山梨県 (略)	神奈川県	千葉県 (略)	群馬県
長浜市、近江八幡市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町		豊橋市、半田市、豊川市、蒲郡市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市	甲府市、南アルプス市、南巨摩郡南部町	南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、長生郡長南町	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、佐波郡玉村町

滋賀県 (略)		愛知県 (略)	岐阜県 (略)	山梨県 (略)	神奈川県	千葉県 (略)	群馬県
長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、蒲生郡日野町		豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村	大垣市、多治見市、各務原市、可児市	甲府市	足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、長生郡長柄町、長生郡長南町	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、佐波郡玉村町

備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和六年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	(略)				
	(略)	(略)	京都府	久世郡久御山町	町
	(略)	奈良県	(略)	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、宇陀郡曾爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町	
	(略)	広島県	(略)	東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	

備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和三年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	(略)				
	(略)	(略)	京都府	城陽市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	
	(略)	奈良県	(略)	天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、宇陀郡曾爾村、高市郡明日香村、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町	町
	(略)	広島県	(略)	東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	